

# 令和5年度 旭川市不良空き家住宅等除却費補助事業の御案内

適切な維持管理がされていない空き家は、強風、大雪などによる破損部材の飛散や部分的な倒壊のおそれがあり、地域住民に多大な不安を与えています。

このようなことから、旭川市では生活環境の保全を図り、安心安全のまちづくりを推進するため、除却費用の一部を補助します。



## 対象となる住宅の条件

次の条件を全て満たす不良空き家住宅又は特定空き家住宅を対象とします。

- (1) 旭川市の市街化区域内に存し、倒壊した場合に近隣家屋若しくは道路に被害をもたらすおそれがあると市長が認める住宅又は防火地域若しくは準防火地域に存する住宅であること。
- (2) 専用住宅又は兼用住宅（延べ面積の1/2以上が住宅である一戸建て住宅又は長屋）であること。
- (3) 概ね1年以上居住者がいない空き家状態の住宅であること。
- (4) 所有権以外の権利が設定されていない住宅であること。又は設定されている全ての権利権者の自署等を得て、市長にその文書を提出できる住宅であること。
- (5) 補助を受ける目的で故意に破損させた住宅でないこと。
- (6) この制度以外の国又は地方公共団体によるほかの補助を受けていない住宅であること。

## 申請者の条件

次の条件を全て満たす申請者を対象とします。

- (1) 補助の対象とする住宅の所有者（登記簿上又は家屋補充課税台帳上のいずれか。補助の対象とする住宅が区分所有である場合は管理組合又は全ての区分所有者。補助の対象とする住宅の所有者が複数である場合は全ての所有者）。所有者が死亡している場合は、相続人。
- (2) 市税の納税義務がある場合は、市税の滞納がないこと。
- (3) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第1号の暴力団及び2号の暴力団員又は同条例第7条の暴力団関係事業者に該当しない者。

## 補助対象となる工事の条件

次の条件を全て満たす不良空き家住宅又は特定空き家住宅の除却工事を対象とします。

- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき北海道知事の解体工事者登録を受けた者、又は建設業法に基づき建築工事業又は解体工事業の許可を受けている、本市内に営業所等を置く者が施工する工事であること。
- (2) 不良空き家住宅又は特定空き家住宅（これらに付属する門扉、工作物等がある場合はそれらを含む）を除却し、更地とする工事であること。
- (3) 区分所有建築物の場合は、同一敷地内で申請者が所有する部分の全てを除却する工事（当該工事に伴う、残りの区分所有建築物部分の復旧等、必要最小限の補修工事を含む。）であること。

## 補 助 金 額

**補助金額** 補助対象工事費の3分の1（消費税相当額を除く。）

**上限額** 次に掲げる額のうちいずれか少ない額

- (1) 延べ床面積1㎡あたり11,200円（木造の場合）  
延べ床面積1㎡あたり16,400円（木造以外の場合）
- (2) 30万円

※いずれも千円未満切り捨て

## 建 築 物 の 事 前 調 査

- ・補助金交付申請前に補助対象の住宅の要件を満たすことを確認するために、所定の様式（建築物調査申込書）に平面図等の関係資料を添えて申し込みを行うことができます。
- ・建築物の事前調査は、随時受け付けますので建築指導課まで御相談ください。

## 補助金交付申請受付・募集

受付期間 令和5年4月20日（木）から5月31日（水）まで

受付場所 旭川市役所第三庁舎3階 建築指導課

募集予算枠 120万円

- ・受付期間内で補助金交付申請額が募集予算枠を超えた場合は、抽選により補助金交付申請対象者を決定します。
- ・受付期間内で募集予算枠に満たない場合は、受付期間を最長で令和5年12月1日（金）まで延長し、随時受付を行い、先着順で補助金交付申請対象者を決定します。
- ・申請の際に、申請内容の確認をしますので申請関係の書類は窓口へ持参での提出をお願いします。なお、市内にお住まいでない場合は郵送でも構いません。

### 補助金の交付申請に必要な書類 ※事前調査申込に必要な書類ではありません。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 除却工事費の見積書（内訳明細のあるもの）
- (3) 補助の対象とする住宅の現状の配置図，平面図及び付近見取図
- (4) 除却工事の工程が確認できる書類
- (5) 申請者の要件を満たすことが確認できる書類  
（登記事項証明書又は固定資産税評価・所有証明書など）
- (6) 申請者の市税の納税証明書（完納証明書）
- (7) 除却施工者の要件を満たすことが確認できる書類
- (8) 権利関係者が複数いる場合は全員の自署等
- (9) 事前調査を実施した場合，建築物調査結果通知書の写し  
※このほかに建築年次を証明する書類等が必要になる場合があります。

## 補助金の交付決定について

申請書類の内容を審査したうえ、「補助金交付決定通知書」をお送りします。

「補助金交付決定通知書」が届いてから工事業者と契約を行い、着工してください。

## 補助金請求の期限

補助金請求書の最終期限 令和6年2月29日（木）

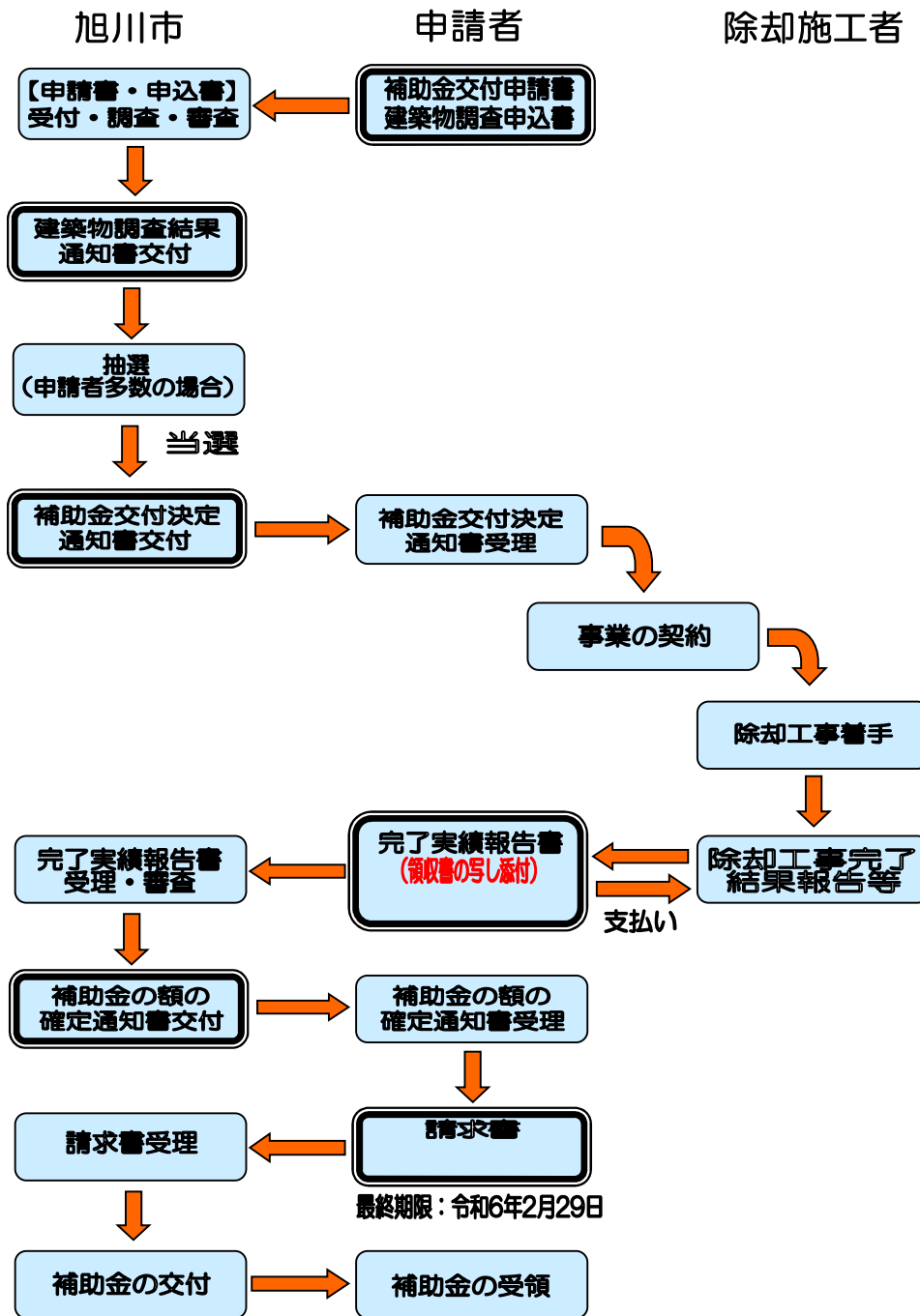
## その他の

- ・工事の契約・着工は補助金交付が決定してから行う必要があります。  
**※既に着工しているものや、補助交付決定前に契約・着工したものは補助の対象外となりますので御注意ください。**
- ・受付した書類は返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーを取ってください。

### 【問い合わせ・相談・申請書提出先】

旭川市建築部建築指導課  
〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎3階  
電話25-8561（直通）

【旭川市不良空き家住宅等除却費補助事業 手続きフロー】



※建築物の調査申し込みは補助金交付申請書に先立って行っても構いません。

※補助金交付申請受付期間は令和5年4月20日～5月31日ですが、予算枠に満たない場合は、最長で令和5年12月1日まで受付期間を延長します。